

債権譲渡通知書

平成 年 月 日

山形県 総合支庁長 殿

譲渡人住所

(納税義務者) 氏名

電話番号 () ー

印

平成 年度自動車税(登録番号)の還付金に係る債権を
平成 年 月 日、下記の者(譲受人)に譲渡しましたので通知します。

還付事由 1. 抹消 2. 二重納付 (該当する番号を○で囲んでください)
還付事由発生日 平成 年 月 日

記

譲受人 郵便番号

住所

フリガナ

氏名

電話番号 () ー

<振込先口座>

金融機関	銀行・農協 金庫・組合		店・所 出張所
口座の種類	1 普通	2 当座	口座番号
口座名義人(カナ)			

<注意事項>

- 1 譲渡人及び譲受人に未納の徴収金(県税等)がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、未納の徴収金に充当されます。
- 2 この債権譲渡通知書は、還付事由発生の月の末日(必着)まで提出してください。それ以降に提出された場合には、譲渡人に還付されます。
- 3 還付する自動車税の領収証書の原本を提示してください。領収証書の原本を提示しない場合は、譲渡人の印鑑登録証明書(債権譲渡通知書提出日から3ヶ月以内のもの(写し可))を添付してください。
- 4 譲渡人の住所は、領収証書の住所または印鑑登録証明書の住所を記入してください。
- 5 領収証書の原本を添付する場合は、譲渡人の印鑑は認印でかまいませんが、印鑑登録証明書の写しを添付する場合は実印を押印してください。
- 6 印鑑登録証明書の住所及び氏名が4月1日時点の車検証の住所及び氏名と異なる場合は、そのつながりが確認できる公的書類(住民票の写し、戸籍抄本等)の写しを添付してください。
- 7 譲受人への還付は口座振込になります。譲受人の振込銀行・本支店名、普通・当座預金の別、口座番号・口座名義人を記入してください。
- 8 債権譲渡通知書は、還付する自動車税の納税通知書に記載された譲渡人の住所地を管轄する総合支庁に提出してください。

(裏面に提出・お問い合わせ先を記載しておりますので、ご覧ください。)